

8. 大阪市環境審議会答申（意見）の概要

1. 答申（「大阪市環境基本計画の改定について」、「大阪市における今後の地球温暖化対策のあり方について」）〔平成22年3月1日〕の概要

第1部 新・大阪市環境基本計画（仮称）について

【検討にあたっての基本的な考え方】

- ・市域の環境の状況、国のCO₂削減目標や対策の検討状況などに、「環境と経済の好循環」により環境の保全・創造を進める視点を加えて検討する。

【新計画の体系】

- ・今後の環境政策の目的を「1 低炭素社会の構築」、「2 循環型社会の形成」、「3 快適な都市環境の確保」とする。
- ・目的達成に向け、市民等の参加と協働のもとで環境先進都市の実現を目指すことが適当である。

「環境先進都市」像

- すべての市民や事業者などが環境に対して高い意識を持ち行動している都市
- 都市の構造が自然との共生に配慮されている都市
- 「環境と経済の好循環」による持続可能な社会づくりに取り組んでいる都市

- ##### 【新計画の対象】
- 現計画と同様、都市環境から自然環境、地球環境まで対象とする。
（ただし、生態系については生物多様性と変更するのが妥当である）

- ##### 【計画期間】
- 2020年度を基本とする。

【今後の環境政策の目標】

1 低炭素社会の構築

（目標）2020年度までに市域の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減する（ただし、削減目標については、国や国際的な動きなど流動的な要素が多いため、新計画の策定まで引き続き検討し、設定するのが妥当である）。

低炭素社会像：「CO₂排出量の可視化を通じて、低炭素化への配慮が価値を持つ社会が実現している」等

2 循環型社会の形成

（目標）平成27年度の一般廃棄物処理（焼却）量を110万トンとする。

循環型社会像：「循環利用が可能な資源が、適正に利用されている」等

3 快適な都市環境の確保

（目標）環境基準の100%達成 など

快適な都市環境像：「大都市でありながら、自然とのつながりを実感できる魅力ある都市環境が確保されている」等

【今後の施策の方向性】

1 低炭素社会の構築

- 地球温暖化対策の推進
 - ・再生可能エネルギーの活用や省エネルギーの促進
 - ・低炭素型ライフスタイルの普及促進

- 低炭素型の都市づくり
 - ・ 街区レベルの開発における環境配慮の充実
 - ・ 環境と経済の好循環を実現のための低炭素型産業の育成
- CO₂削減の新たな仕組みづくり
 - ・ 国の動向を踏まえ、排出量取引を効果的に活用するための検討・準備
 - ・ 地球温暖化対策条例（仮称）の検討（なお、条例化については、国や府の動向、さらには企業への負担等についても考慮しつつ検討すべきである）

2 循環型社会の形成

- 一般廃棄物対策の推進
 - ・ 市民・事業者等との連携による家庭系ごみ、事業系ごみの減量
- 産業廃棄物対策の推進
 - ・ 減量化、適正処理の推進
- 資源・水・エネルギー循環の推進
 - ・ 市内での資源・水などの循環利用の推進

3 快適な都市環境の確保

- 都市環境の保全
 - ・ 大気汚染等の環境汚染の防止、ヒートアイランド対策の推進
- 都市環境の創造
 - ・ 緑、水辺空間の保全と創造
 - ・ 生物多様性の保全と持続可能な利用

第 2 部 大阪市地球温暖化対策実行計画（仮称）について

第 1 部の「低炭素社会の構築」の目標や施策の方向性を踏まえ、CO₂ 排出削減の行動計画として、具体化すべき施策等について検討されている。

〔目標〕2020 年度までに市域の温室効果ガス排出量を 1990 年度比で 25%削減（ただし、削減目標については、国や国際的な動きなど流動的な要素が多いため、新計画の策定まで引き続き検討し、設定するのが妥当である）。

- ・ 「国では国民合意を形成できる限界と考えられる対策を設定した削減可能量の検討が行われているが、これを基本とした対策を大阪府で想定した場合、1990 年度比で 20%以上の削減ができることとなる。これに加え、本答申に示した他の施策（CO₂削減の新たな仕組みなど）を活用することで、市域での 25%削減の可能性があると考えられることから、国と同様に高い目標を掲げ、様々な取組みを進めるべきである。

【今後、具体化すべき施策についての提言】

- ① 再生可能エネルギーの利用促進
 - ・ 民間向けの支援策、官民連携による導入拡大策
 - ・ 大規模開発時における導入方策
- ② 市民・事業者の省エネルギーの促進
 - ・ 建築物に関係する各種制度の強化
 - ・ 住宅や事業所のエネルギー消費特性を踏まえた省エネ促進策
- ③ 地域環境整備（低炭素型都市構造など）の促進
 - ・ カーシェアリングや次世代自動車の普及拡大
 - ・ 生物多様性に配慮した水と緑のネットワークづくり
- ④ 循環型社会の構築
 - ・ 市民、事業者等と連携した 3R の推進
- ⑤ 市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガス対策
 - ・ 市役所での率先した省エネルギー対策等の導入
- ⑥ 新たな仕組み
 - ・ 排出量取引を効果的に活用するための検討・準備

2. これまでの答申（意見）の概要

年月日	事項	答申（意見）の概要
昭40. 12. 8	大気汚染の環境基準について （答申）	（大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案） ・亜硫酸ガス：日平均値0.1ppm ・浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m ³ ・降下ばいじん：月平均値10t/km ²
44. 10. 24	ビル暖房規制について（答申）	〔都心部における汚染濃度低減のため、ビル暖房に対する指導方針を答申〕 ・使用燃料の硫黄分：1.0%以下 ・新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 18	健康被害の救済について （答申）	〔「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による救済対象地域について答申〕 ・法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について （答申）	〔46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する意見〕 ・低硫黄燃料の確保 ・自動車排出ガス対策の推進 ・被害者対策の充実 ・調査、研究の充実 ・融資、助成の拡充 ・予算、要員の確保
48. 7. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について （答申）	（悪臭防止法の施行（47.5.31）に伴う規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	窒素酸化物対策の方向づけについて （答申）	〔窒素酸化物の環境濃度、防止技術等の現状からみて推進すべき事項に関して答申〕 ・人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ・発生源の新・増設の制限 ・排出基準の早期設定 ・技術開発の推進 ・自動車排出ガス対策の促進 ・道路計画の再検討 ・測定網の整備・汚染実態の把握 ・調査・研究の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について （意見）	〔48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関する意見〕 ・上流域における対策の強化 ・維持用水の確保 ・工場排水の監視、指導強化 ・下水道整備及び下水の高次処理 ・浮遊じん芥対策の強化 ・財政措置の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について （意見）	（法の施行（49. 9. 1 施行）に伴う地域指定に関する意見） ・指定地域：基礎調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'73にもとづく主要発生源遷減計画について （意見）	〔48年11月策定の本市クリーンエアープラン'73の実施に関する意見〕 ・クリーンエネルギーの安定供給体制の確立 ・自動車排出ガス規制の促進と交通総量抑制策の確立 ・中小発生源対策の強化 ・粒子状物質対策の強化 ・隣接都市との連携強化

年月日	事項	答申（意見）の概要
50. 4. 21	北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	〔 廃棄物受入れにあたっての前処理基準及び二次汚染防止対策等に関する意見 〕 ・ 廃棄物受入れの基本姿勢 ・ 受入れ基準 ・ 環境汚染監視体制 ・ 調査・観測データの蓄積
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	(廃棄物処理に関する本市の総合計画(案)に対する意見) ・ 廃棄物処理の基本的考え方 ・ 現状把握と将来推計 ・ 処理対策の問題点 ・ 計画目標・実施計画について ・ 総合処理システム構想について
52. 4. 19	硫黄酸化物対策について (答申)	〔 硫黄酸化物総量規制の実効を確保するために必要な事項に関して答申 〕 ・ 許容排出総量 ・ リザーブ排出量 ・ 総量規制基準 ・ 燃料使用基準 ・ 局地汚染対策等特別対策 ・ 監視・指導体制の整備
53. 1. 23	同上 (意見)	〔 大阪市硫黄酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の提示 〕 ・ 燃料中の硫黄含有率 ・ 新・増設施設に対する措置 ・ 対策済工場の措置 ・ 局地汚染の解消 ・ 排煙脱硫装置の維持管理
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	(追加3物質の規制措置について答申) ・ 規制地域：市全域 ・ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設定
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	(窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告) 対象地域における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の寄与の関係を科学的に明らかにするため、大気拡散モデルならびに大阪市域でそれを適用する場合の諸条件について検討
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	〔 窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方について答申 〕 二酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒素酸化物対策についての基本的な考え方と今後の対策のすすめ方について提言
平元. 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について (答申)	〔 浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的考え方及び今後の対策のあり方について答申 〕 環境保全目標を達成するため、対策の目標としての浮遊粒子状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全域での達成を図るよう提言 (附帯意見) 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次についても計画に反映されるべきである。

年月日	事項	答申（意見）の概要
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域および規制基準について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> （追加4物質の規制措置について答申） ・規制地域：市全域 ・規制基準：プロピオン酸等4物質について設定
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境管理計画（EPOC21）に基づき、大阪市における環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方について答申 〕 ・環境アセスメント制度の基本的な考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・制度確立の必要性 ・制度の形式 ・対象事業等 ・住民参加 ・手続き等について <ul style="list-style-type: none"> ・手続きのしくみ ・手続きの保証 ・今後への課題 <ul style="list-style-type: none"> ・計画アセスメント ・総合アセスメント ・情報の収集と提供
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について（答申） 追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定にかかる基本方針について答申 〕 ・大阪市をとりまく環境の現況 ・環境政策の課題 ・環境政策の基本理念 ・環境施策の基本方針 （追加物質10物質の規制措置について答申） 規制地域：市全域 規制基準：プロピオンアルデヒド等物質について設定
8. 7. 25	大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境基本条例に基づき策定する大阪市環境基本計画 〕 についての意見 ・市民の権利と責務の明記 ・計画期間の明記と内容の見直し ・計画内容の精査 ・事業計画等の積極的推進
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制度のあり方について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方について答申 〕 ・基本的考え方 ・制度の目的・形式 ・早期段階からの環境影響評価 ・環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・他制度との調整 ・今後の課題など
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について（答申）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申 〕 ・大阪市における自動車排出ガス問題の背景 ・自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と総括 ・今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方 ・具体的な施策の方向性 ・自動車排出ガス対策の推進のために
14. 10. 31	第Ⅱ期大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画（素案）についての意見 〕 ・各種計画の統合 ・計画内容の精査 ・特殊な日本の気候環境に合ったライフスタイル ・PDCAサイクルによる進行管理・環境と教育 ・「安全」と「快適」の位置付け
15. 2. 4	第Ⅱ期大阪市環境基本計画に対する意見について（意見）	<ul style="list-style-type: none"> 〔 大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画（案）についての意見 〕 ・数値目標の設定 ・「安全」と「快適」の位置付け ・計画内容の精査 ・審議会のこれからのあり方（運営）

年月日	事項	答申（意見）の概要
16. 2. 19	企画部会活動報告 大気環境部会活動報告	・環境基本計画の推進状況について ・大阪市自動車公害防止計画の推進について
16. 12. 22	大阪市環境基本計画の推進状況に係る意見について（意見） （17.2.2 提言書提出） ヒートアイランド対策に係る計画策定について（意見） （17.2.2 提言書提出）	〔大阪市環境基本条例に基づき、策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画の推進状況についての意見〕 ・「環境基本計画の推進状況」のとりまとめ方法について ・低公害車化について ・環境施策の今後の方向性について 〔大阪市環境基本条例に基づき、見直し策定した第Ⅱ期大阪市環境基本計画（案）についての意見〕 ・対策の進め方について ・市民との協働について
17. 3. 29	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について（諮問）	〔市民からの苦情が多く、解決困難な事例も発生している悪臭問題に関し、従来からの規制方針に代わる臭気指数規制について諮問〕
17. 12. 22	悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について（答申） 今後の自動車交通環境対策について（諮問）	・濃度規制に代えて、臭気指数規制を導入すべきと答申 ・局地的な大気改善対策、道路交通騒音、二酸化炭素排出量の削減を踏まえた今後の自動車交通環境対策のあり方について諮問
18. 12. 26	今後の自動車交通環境対策のあり方について（答申）	〔環境負荷の少ない都市づくりに向けた今後の自動車交通環境対策のあり方について答申〕 ・大阪市の自動車交通環境対策の現況と課題 ・今後の自動車交通環境対策のあり方 ・自動車交通環境対策の推進
20. 3. 3	企画部会活動報告	・環境基本計画の推進状況について
20. 11. 12	「環境先進都市大阪」の実現に向けた今後の地球温暖化対策のあり方について（諮問）	〔「当面の地球温暖化対策の取組み」と、国の動向も踏まえた「中長期的な対策のあり方」について諮問〕
21. 1. 21	大阪市環境基本計画の改定について（諮問）	〔協働のもとで「快適な都市環境の確保」、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の形成」に配慮した「環境先進都市大阪」の実現をめざす環境基本計画の改定について諮問〕
21. 1. 22	当面の地球温暖化対策の取組みについて（中間答申）	〔協働による中長期的な対策の検討について提言〕 ・[提言1]低炭素社会づくりに向けた「意識」を広げる取組み ・[提言2]市民・事業者が行動する「きっかけ」づくりと「支援」
22. 3. 1	「大阪市環境基本計画の改定について」「大阪市における今後の地球温暖化対策のあり方について」（答申）	〔「大阪市環境基本計画の改定について」「大阪市における今後の地球温暖化対策のあり方について」答申（付録 P資53 参照）〕